

教第15号議案

教育長に委任する事務等に関する規則の一部を改正する規則について
教育長に委任する事務等に関する規則の一部を改正する規則を次のように制
定する。

令和5年7月11日提出

神戸市教育委員会事務局
事務局長 高田 純

理由

課長又はそれに相当する職員の併任及び兼務に関する発令について、教育委員
会会議事項から除外する（教育長専決とする）ため。

教育長に委任する事務等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年7月 日

神戸市教育委員会

教育長 長田 淳

神戸市教育委員会規則第 号

教育長に委任する事務等に関する規則の一部を改正する規則

教育長に委任する事務等に関する規則（昭和31年11月教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(教育長の専決等)</p> <p>第5条 教育委員会は、第2条各号に規定する教育委員会の権限のうち、次の各号に掲げる事項は、教育長に専決させる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>課長又はそれに相当する職員の任免（併任及び兼務に係る事項に限る。）を行うこと。</u></p> <p>(3)、(4) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(教育長の専決等)</p> <p>第5条 教育委員会は、第2条各号に規定する教育委員会の権限のうち、次の各号に掲げる事項は、教育長に専決させる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2)、(3) [略]</p> <p>2 [略]</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。